

1.調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。なお、本調査は平成 22 年度より実施しているものである。

- (1)調査対象:県内市町村(45 市町村)
- (2)回答数:県内市町村(45 市町村)、回答率 100%
- (3)調査期日:平成 25 年 12 月

*割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

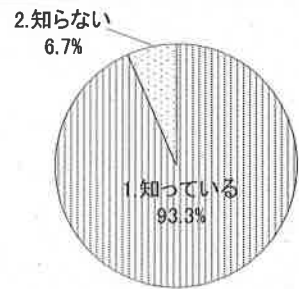
2.結果概要

問1.「健康増進法第 25 条」をご存じですか？

○市町村の9割が知っている。

参考:平成 22 年度から平成 24 年度の周知率は全て 100%であり、平成 25 年度は減少している。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	42	3	45
割合 (%)	93.3	6.7	100.0

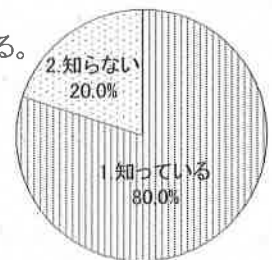


問2. 平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」及び「平成 24 年 10 月 29 日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存じですか？

○市町村の8割が知っている。

参考:平成 22 年度から平成 24 年度までの周知率は、それぞれ 91.1%、100%、95.6%である。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	36	9	45
割合 (%)	80.0	20.0	100.0

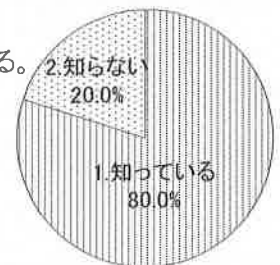


問3.「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○市町村の 8 割強が知っている。

参考:平成 22 年度から平成 24 年度までの周知率は、それぞれ 84.4%、93.3%、95.6%である。

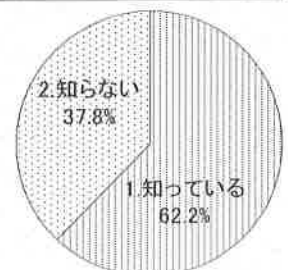
	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	36	9	45
割合 (%)	80.0	20.0	100.0



問4.「第3次くまもと 21 ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25~H29)」において、「行政機関(県有施設・市町村)の受動喫煙防止対策実施割合の平成 29 年度目標値を 100%としていることをご存じですか。該当するものを1つ選んで御記入ください。」

○市町村の6割以上が知っている。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	28	17	45
割合 (%)	62.2	37.8	100.0



問5. 貴市町村の所管される施設(本庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

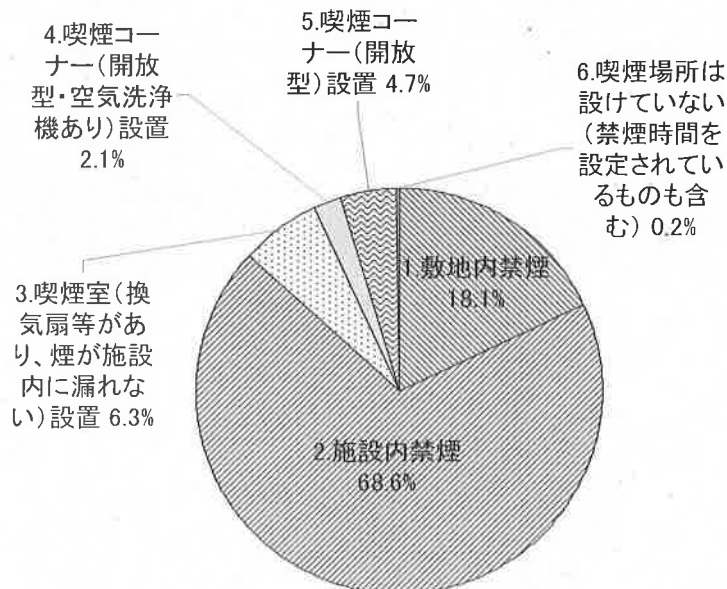
○市町村官公庁施設(本庁舎・支所・出張所)において、禁煙・完全分煙※を実施している施設は93.0%(442/475 施設)である。

参考:平成22年度から平成24年度までの市町村官公庁施設(本庁舎・支所・出張所)における禁煙・分煙※実施率は、85.5%(385/450 施設)、87.9%(422/480 施設)、92.8%(424/457 施設)であり増加している。

※禁煙・完全分煙:敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置をしている施設

分煙状況 施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 内等3 にが 漏あ喫 れり煙 ない煙 〜)が換 設施設気 置設置扇	4 機(4 あり開 〜放喫 〜設煙 置型コ 置置ー 置置ナ 置置ー 置置置 置置置 置置置	5 (5 開喫 放煙 型コ 〜)置 置置置 置置置	6 のをて6 も設い 含定ない むさい喫 〜)れ(煙 〜)て禁 〜)て煙 〜)る時 〜)も間 〜)け	7 無 回 答	◎ 施 設 総 数
官公庁 (本庁舎・支所・出張所)	86	326	30	10	22	1	0	475
割合(%)	18.1	68.6	6.3	2.1	4.7	0.2	0.0	100.0
※上記のうち本庁舎	(0)	(24)	(10)	(4)	(6)	(1)	0	45
※割合(%)	0.0	53.3	22.2	8.9	13.4	2.2	0.0	100.0
体育館	44	219	9	1	23	6	0	302
割合(%)	14.6	72.5	3.0	0.3	7.6	2.0	0.0	100.0
観覧場(野球場)	4	51	0	0	16	30	0	101
割合(%)	4.0	50.5	0.0	0.0	15.8	29.7	0.0	100.0
集会場(公民館)	9	224	6	4	26	90	0	359
割合(%)	2.5	62.4	1.7	1.1	7.2	25.1	0.0	100.0
市町村施設合計	143	820	45	15	87	127	0	1237
割合(%)	11.6	66.3	3.6	1.2	7.0	10.3	0.0	100.0

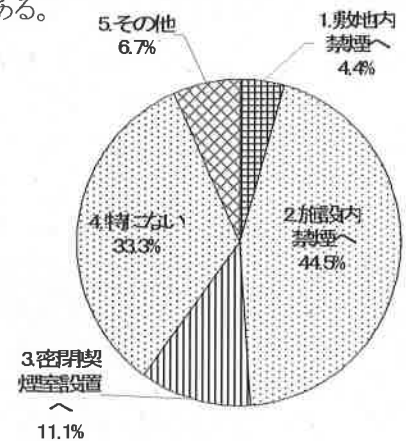
市町村官公庁施設(本庁舎・支所・出張所)における禁煙・分煙状況(%)



問6. 上記問5で2～6の施設(敷地内禁煙を実施していない施設のある45市町村)がある場合のお答えください。
 今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙に取り組む方向がある市町村は、59.9%(27市町村)である。

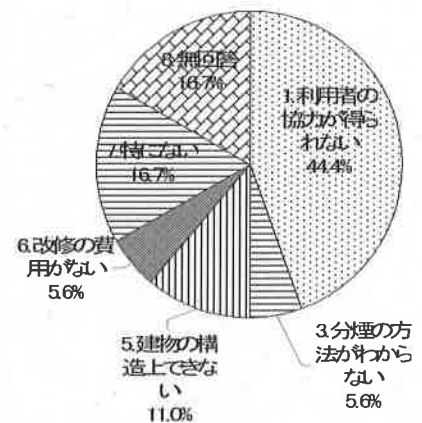
	市町村数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	2	4.4
2.施設内禁煙へ	20	44.5
3.密閉喫煙室設置へ	5	11.1
4.特にない	15	33.3
5.その他	3	6.7
合計	45	100.0



問7. 上記問6で4～5を選択(特にない・その他:18市町村)した場合にお答えください。受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。

○受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来所者の協力が得られない(44.4%)」、「喫煙する職員の協力が得られない(11.1%)」である。

	件数	割合(%)
1.利用者の協力が得られない	8	44.4
2.喫煙する職員の協力が得られない		
3.分煙の方法がわからない	1	5.6
4.受動喫煙防止対策の必要性を感じない		
5.建物の構造上できない	2	11.0
6.改修の費用がない	1	5.6
7.特にない	3	16.7
8.無回答	3	16.7
(全体)	18	100.0



問8. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

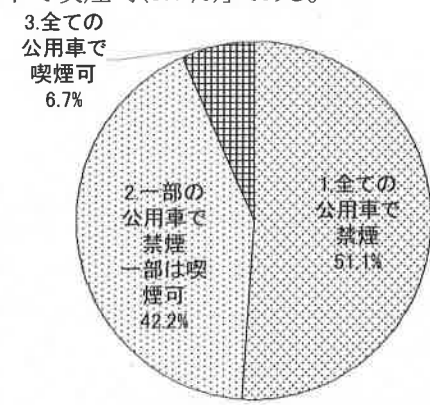
○全市町村の本庁舎が公用車を所有している。

	市町村数	割合(%)
1.公用車所有あり	45	100.0
2.公用車所有なし		
(総数)	45	100.0

問9. 貴市町村の本庁舎で所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○ 全市町村が公用車を所有しており、市町村本庁舎における公用車の禁煙及び喫煙状況については、「すべての公用車で禁煙(51.1%)」、「一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)(42.2%)」、「すべての公用車で喫煙可(6.7%)」である。

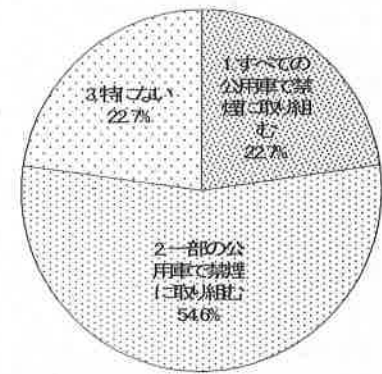
	市町村数	割合(%)
1.全ての公用車で禁煙	23	51.1
2.一部の公用車で禁煙 一部は喫煙可	19	42.2
3.全ての公用車で喫煙可	3	6.7
(総数)	45	100.0



問10. 上記問9で、2~3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:22市町村)した場合にお答えください。今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○ 今後、公用車の禁煙対策に取り組む市町村は77.3%である。

	市町村数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	5	22.7
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	12	54.6
3. 特にない	5	22.7
4. その他		
(総数)	22	100.0



問11. 上記問10で、3~4を選択(特にない・その他:5市町村)した場合にお答えください。公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○ 公用車の受動喫煙防止対策が困難な主な理由は、「喫煙する職員の協力が得られない(50.0%)」である。

	件数	割合(%)
1.喫煙する職員の協力が得られない	4	50.0
2.受動喫煙防止対策の必要性を感じない	1	12.5
3.特にない	2	25.0
4.その他	1	12.5
(全体)	8	100.0

問12. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- ・「敷地内禁煙」についての課題整理を含めた受動喫煙防止対策促進に向け検討している。
- ・総括安全委員会においての周知、職員の健康相談会での禁煙サポートの実施。
- ・室内空間は既に禁煙としており、次の段階として敷地内禁煙となるが、来庁者及び喫煙する一部の職員の理解を得るのは難しい。
- ・職員衛生委員会において、公用車で禁煙が提言され全職員に通知を行った。
- ・庁舎の禁煙室を併設し、指定場所での喫煙を呼びかけている。